

令和4年度

石川県後期高齢者医療広域連合
一般会計・特別会計決算審査意見書

石川県後期高齢者医療広域連合監査委員



広監第 12号
令和5年8月28日

石川県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 栗 貴章 様

石川県後期高齢者医療広域連合

監 査 委 員 西尾 昭 浩



監 査 委 員 中村 義 彦



令和4年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計及び
後期高齢者医療特別会計決算の審査について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第2項の規定により審査に付された令和4年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類の審査に対する意見書を、別添のとおり提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
第5	決算の審査概要	2
1	総括	2
2	決算規模	2
3	歳入歳出予算の執行状況	3
4	財産の状況	10
第6	審査意見	11

凡 例

- 1 文中及び各表の金額・比率は、原則として表示単位未満を四捨五入したものである。
- 2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「—」……………該当数値のないもの
 - 「△」……………比較により減少したもの

令和4年度 石川県後期高齢者医療広域連合 一般会計・特別会計決算審査意見書

第1 審査の対象

- 1 令和4年度 石川県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算
- 2 附属書類
令和4年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

第2 審査の期間

令和5年7月26日（水）から令和5年8月28日（月）まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、一般会計・特別会計の歳入歳出決算書及びその附属書類が関係法令に準拠して作成され、計数が正確であるか、予算執行及び会計処理が適正であるかなどに主眼を置き、関係書類の照合確認を行うとともに、関係職員から決算についての説明を聴取するなどの方法により実施した。

第4 審査の結果

一般会計・特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、計数はいずれも証拠書類と符合し正確であり、予算執行及び会計処理は適正なものであると認められた。

なお、決算の審査概要及び審査意見は、次のとおりである。

第5 決算の審査概要

1 総括

令和4年度一般会計及び特別会計の決算収支は、次の表のとおりである。

(注) 特別会計とは、後期高齢者医療制度の事業会計である。

(単位:千円)

区分	歳入決算額 ①	歳出決算額 ②	形式収支額 ③ (①-②)	翌年度へ 繰り越す べき財源 ④	実質収支額 ⑤ (③-④)	令和3年度 実質収支額 ⑥	単年度 収支額 (⑤-⑥)
一般会計	557,959	541,317	16,642	0	16,642	21,312	△4,670
特別会計	166,844,888	165,314,698	1,530,190	0	1,530,190	3,007,726	△1,477,536
合 計	167,402,847	165,856,015	1,546,832	0	1,546,832	3,029,038	△1,482,206

2 決算規模

令和4年度一般会計の決算額は、歳入5億5,795万9千円(前年度比908万円)、歳出5億4,131万7千円(同比1,375万円)であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は1,664万2千円の黒字となっている。

また、特別会計の決算額は、歳入1,668億4,488万円8千円(同比39億5,379万7千円)、歳出1,653億1,469万8千円(同比54億3,133万3千円)であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は15億3,019万円の黒字となっている。

(単位:千円・%)

会計区分	年度区分	予算現額 (A)	歳 入		歳 出		歳入歳出 差引額 (B)-(C)
			決算額 (B)	収入率 (B)/(A)	決算額 (C)	執行率 (C)/(A)	
一般会計	R4年度 (ア)	557,955	557,959	100.00	541,317	97.02	16,642
	R3年度 (イ)	548,874	548,879	100.00	527,567	96.12	21,312
	増 減 (ア)-(イ)	9,081	9,080	—	13,750	—	△4,670
特別会計	R4年度 (ア)	169,149,244	166,844,888	98.64	165,314,698	97.73	1,530,190
	R3年度 (イ)	164,617,705	162,891,091	98.95	159,883,365	97.12	3,007,726
	増 減 (ア)-(イ)	4,531,539	3,953,797	—	5,431,333	—	△1,477,536

3 歳入歳出予算の執行状況

(1) 一般会計

ア 歳入の状況

予算現額 5 億 5,795 万 5 千円に対して、調定額及び収入済額は、5 億 5,795 万 9 千円であり調定額に対する収納率は 100%となっている。款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

(歳入予算の収入状況)

(単位:千円・%)

款	予算現額	調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 (B)/(A)	不納欠損額	収入未済額
1 分 担 金 及 び 負 担 金	536,620	536,620	536,620	100.00	0	0
4 財 産 収 入	1	1	1	100.00	0	0
6 繰 越 金	21,313	21,312	21,312	100.00	0	0
7 諸 収 入	21	26	26	100.00	0	0
合 計	557,955	557,959	557,959	100.00	0	0

(歳入決算の対前年度比較)

(単位:千円・%)

款	決 算 額		比 較	
	R4年度	R3年度	増減額	増減率
1 分 担 金 及 び 負 担 金	536,620	532,064	4,556	0.86
4 財 産 収 入	1	1	0	0.00
6 繰 越 金	21,312	16,792	4,520	26.92
7 諸 収 入	26	22	4	18.18
合 計	557,959	548,879	9,080	1.65

(歳入の主な内容)

1 款 分担金及び負担金 5 億 3,662 万円 (前年度比 455 万 6 千円) は、広域連合の運営のための共通経費に係る各市町の負担金である。

4 款 財産収入 1 千円 (前年度と同額) は、財政調整基金の預金利子である。

6 款 繰越金 2,131 万 2 千円 (同比 452 万円) は、前年度からの純繰越金である。

7 款 諸収入 2 万 6 千円 (同比 4 千円) は、預金利子等である。

イ 歳出の状況

予算現額 5 億 5,795 万 5 千円に対し、支出済額は 5 億 4,131 万 7 千円であり、歳出予算の不用額は 1,663 万 8 千円となっている。

款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

(歳出予算の執行状況)

(単位:千円・%)

款	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額	不用額 (A)-(B)	執行率 (B)/(A)
1 議会費	974	774	—	200	79.47
2 総務費	183,663	180,551	—	3,112	98.31
3 民生費	372,818	359,992	—	12,826	96.56
4 予備費	500	0	—	500	0.00
合計	557,955	541,317	—	16,638	97.02

(歳出決算の対前年度比較)

(単位:千円・%)

款	決算額		比較	
	R4年度	R3年度	増減額	増減率
1 議会費	774	745	29	3.89
2 総務費	180,551	169,041	11,510	6.81
3 民生費	359,992	357,781	2,211	0.62
4 予備費	0	0	0	—
合計	541,317	527,567	13,750	2.61

(歳出の主な内容)

1 款 議会費 77 万 4 千円(前年度比 2 万 9 千円)は、議員報酬や会場借上料等である。

2 款 総務費 1 億 8,055 万 1 千円(同比 1,151 万円)の内訳は、派遣職員人件費負担金 1 億 3,135 万 7 千円(同比 579 万 3 千円)、新聞広告業務委託料 331 万 9 千円(同比△264 万 6 千円)、財政調整積立金 2,131 万 3 千円(同比 917 万 6 千円)のほか、任期付一般職員給与や光熱水費や庁舎等使用料が主なものである。

3 款 民生費 3 億 5,999 万 2 千円(同比 221 万 1 千円)は、特別会計への事務費繰出金である。

(2) 特別会計

ア 歳入の状況

予算現額 1,691 億 4,924 万 4 千円に対して、調定額は 1,673 億 2,740 万円、収入済額は 1,668 億 4,488 万 8 千円であり、調定額に対する収納率は 99.71%となっている。

款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

なお、9 款 諸収入の不納欠損額は、医療法人による診療報酬の不正・不当請求に係る返納金が 4 億 3,318 万 8 千円、加算金 3,473 万 2 千円、その損害遅延金が 1,126 万 9 千円、また医療費等返納金（自己負担割合修正等によるもの）の滞納による不納欠損額が 55 万 5 千円である。この不正・不当請求返納額については、保険給付費に対する返還金であることから、財源は国・県・市の公費、支払基金からの支援金及び保険料が充てられている。したがって、回収できなかった広域連合の実質的な不納欠損額は、5,616 万 2 千円である。

収入未済額は、医療費等返納金（自己負担割合修正等によるもの）の滞納による収入未済額が 276 万 8 千円である。

(歳入予算の収入状況)

(単位:千円・%)

款	予算現額	調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 (B)/(A)	不納欠損額	収入未済額
1 市 町 支 出 金	29,825,837	29,847,163	29,847,163	100.00	0	0
2 国 庫 支 出 金	54,366,028	55,059,514	55,059,514	100.00	0	0
3 県 支 出 金	14,077,839	13,729,491	13,729,491	100.00	0	0
4 支 払 基 金 交 付 金	65,951,511	64,370,780	64,370,780	100.00	0	0
5 特別高額医療費 共同事業交付金	38,609	43,772	43,772	100.00	0	0
6 財 産 収 入	973	974	974	100.00	0	0
7 繰 入 金	1,401,493	359,992	359,992	100.00	0	0
8 繰 越 金	3,007,727	3,007,726	3,007,726	100.00	0	0
9 諸 収 入	479,227	907,988	425,476	46.86	479,744	2,768
合 計	169,149,244	167,327,400	166,844,888	99.71	479,744	2,768

(歳入決算の対前年度比較)

(単位:千円・%)

款	決 算 額		比 較	
	R4年度	R3年度	増減額	増減率
1 市 町 支 出 金	29,847,163	28,237,325	1,609,838	5.70
2 国 庫 支 出 金	55,059,514	53,171,993	1,887,521	3.55
3 県 支 出 金	13,729,491	13,334,143	395,348	2.96
4 支 払 基 金 交 付 金	64,370,780	62,610,965	1,759,815	2.81
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	43,772	41,026	2,746	6.69
6 財 産 収 入	974	505	469	92.87
7 繰 入 金	359,992	357,781	2,211	0.62
8 繰 越 金	3,007,726	4,952,115	△1,944,389	△ 39.26
9 諸 収 入	425,476	185,238	240,238	129.69
合 計	166,844,888	162,891,091	3,953,797	2.43

(歳入の主な内容)

- 1 款 市町支出金 298 億 4,716 万 3 千円(前年度比 16 億 983 万 8 千円)は、保険料・療養給付費等負担金及び健康診査補助金である。
- 2 款 国庫支出金 550 億 5,951 万 4 千円(同比 18 億 8,752 万 1 千円)は、療養給付費・高額医療費負担金、医療費の一部となる調整交付金及び健康診査補助金等である。
- 3 款 県支出金 137 億 2,949 万 1 千円(同比 3 億 9,534 万 8 千円)は、療養給付費・高額医療費負担金、健康診査補助金である。
- 4 款 支払基金交付金 643 億 7,078 万円(同比 17 億 5,981 万 5 千円)は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金である。
- 5 款 特別高額医療費共同事業交付金 4,377 万 2 千円(同比 274 万 6 千円)は、著しく高額な医療費(レセプト 1 件当たり 400 万円を超えるもの)に対して国保中央会から交付されるものである。
- 6 款 財産収入 97 万 4 千円(同比 46 万 9 千円)は、医療給付費準備基金利子である。
- 7 款 繰入金 3 億 5,999 万 2 千円(同比 221 万 1 千円)は、一般会計繰入金である。
- 8 款 繰越金 30 億 772 万 6 千円(同比△19 億 4,438 万 9 千円)は、前年度繰越金である。
- 9 款 諸収入 4 億 2,547 万 6 千円(同比 2 億 4,023 万 8 千円)は、延滞金、預金利子、第三者納付金、医療費等返納金である。

イ 歳出の状況

予算現額 1,691 億 4,924 万 4 千円に対し、支出済額は 1,653 億 1,469 万 8 千円で、歳出予算の不用額は 38 億 3,454 万 6 千円となっている。

不用額の多くは 2 款 保険給付費であるが、これは予算額があまりに巨額なため 37 億余りの不用額が発生したものであり、予算規模と執行率から勘案すれば妥当なものと考えられる。

款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

(歳出予算の執行状況)

(単位:千円・%)

款	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額	不用額 (A)-(B)	執行率 (B)/(A)
1 総務費	486,780	469,697	—	17,083	96.49
2 保険給付費	165,956,908	162,218,129	—	3,738,779	97.75
3 県財政安定化 基金拠出金	47,050	44,939	—	2,111	95.51
4 特別高額医療費 共同事業拠出金	77,109	50,134	—	26,975	65.02
5 保健事業費	576,726	542,930	—	33,796	94.14
6 基金積立金	27,342	27,342	—	0	100.00
7 公債費	860	0	—	860	0.00
8 諸支出金	1,972,469	1,961,527	—	10,942	99.45
9 予備費	4,000	0	—	4,000	0.00
合計	169,149,244	165,314,698	—	3,834,546	97.73

(歳出決算の対前年度比較)

(単位:千円・%)

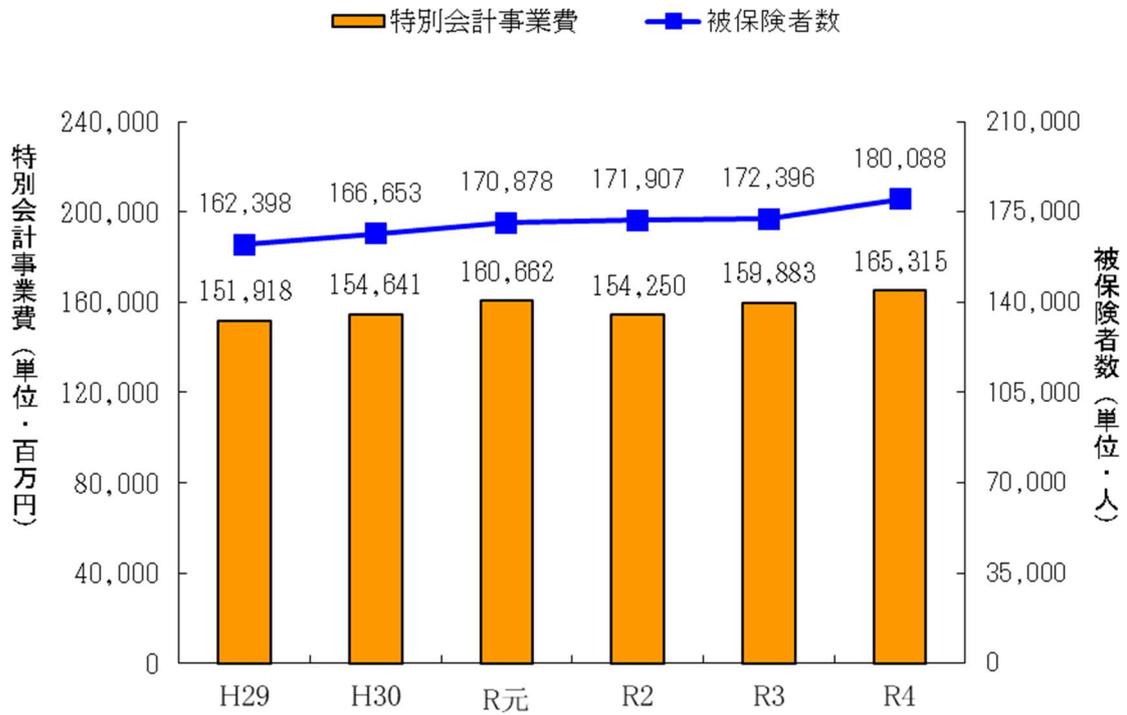
款	決 算 額		比 較	
	R4年度	R3年度	増減額	増減率
1 総 務 費	469,697	402,291	67,406	16.76
2 保 険 給 付 費	162,218,129	155,019,094	7,199,035	4.64
3 県 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	44,939	60,241	△15,302	△ 25.40
4 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 抛 出 金	50,134	53,444	△3,310	△ 6.19
5 保 健 事 業 費	542,930	476,932	65,998	13.84
6 基 金 積 立 金	27,342	853,997	△826,655	△ 96.80
7 公 債 費	0	0	0	—
8 諸 支 出 金	1,961,527	3,017,366	△1,055,839	△ 34.99
9 予 備 費	0	0	0	—
合 計	165,314,698	159,883,365	5,431,333	3.40

(歳出の主な内容)

- 1 款 総務費 4 億 6,969 万 7 千円(前年度比 6,740 万 6 千円)は、電算処理システム管理等の委託料、保険証の作成・郵送料及び市町への補助金等である。
- 2 款 保険給付費 1,622 億 1,812 万 9 千円(同比 71 億 9,903 万 5 千円)は、療養給付費、高額療養費、葬祭費、審査支払手数料等である。
昨年度から大幅な増となったのは、新型コロナウイルス感染拡大による受診抑制が緩和されたことによる医療費の増加が要因と考えられる。
- 3 款 県財政安定化基金拠出金 4,493 万 9 千円(同比△1,530 万 2 千円)は、県設置基金への拠出金である。
- 4 款 特別高額医療費共同事業拠出金 5,013 万 4 千円(同比△331 万円)は、著しく高額な医療費に対応するための事務費及び医療費の拠出金である。
- 5 款 保健事業費 5 億 4,293 万円(同比 6,599 万 8 千円)は、健康診査事業の市町への委託料等である。
- 6 款 基金積立金 2,734 万 2 千円(同比△8 億 2,665 万 5 千円)は、医療給付費準備基金の積立金である。
- 7 款 公債費の執行はなかった。
- 8 款 諸支出金 19 億 6,152 万 7 千円(同比△10 億 5,583 万 9 千円)は、主に償還金で、療養給付費市町負担金返還金、医療給付費等国庫負担金返還金及び高額医療費県負担金返還金等である。
- 9 款 予備費の充用はなかった。

ウ 特別会計事業費及び被保険者数の推移

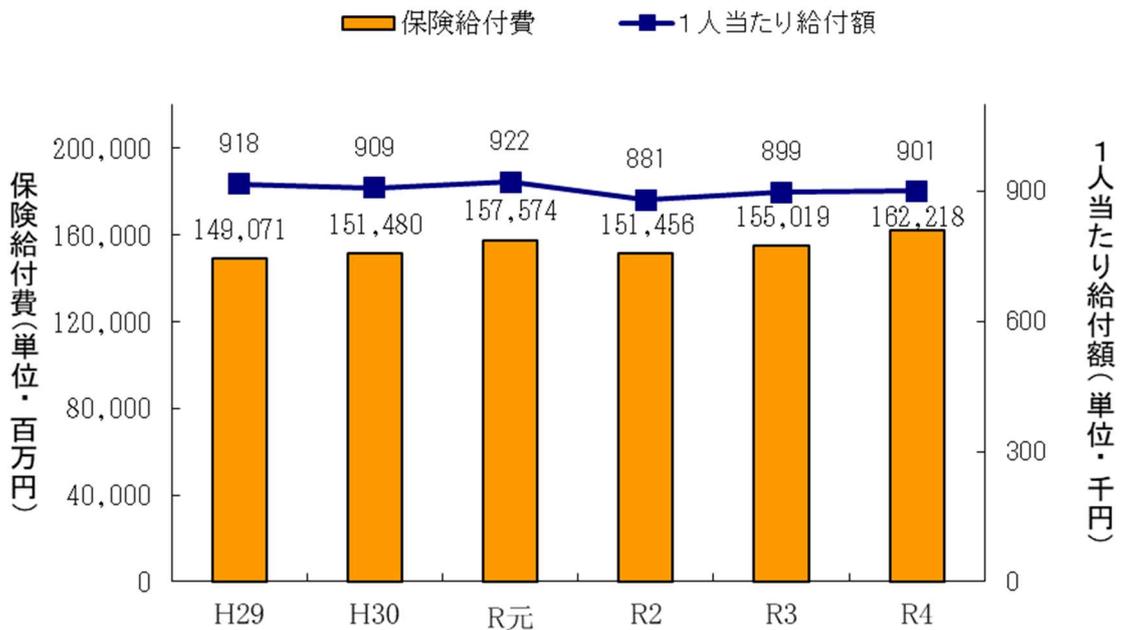
特別会計事業費、被保険者数の推移は、次のとおりである。



(注) 被保険者数は、当該年度の毎月末の被保険者数の平均である。

エ 保険給付費及び被保険者1人当たり給付額の推移

保険給付費、被保険者1人当たり給付額の推移は、次のとおりである。



4 財産の状況

(1) 基金

ア 財政調整基金

(単位:千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当年度中増減高		令 和 4 年 度 末 現 在 高
		増	減	
現 金 [定期預金]	29,722	21,313	0	51,035

増 (2,131 万 3 千円) は繰越金の一部及び利子収入を積み立てたもの。

イ 後期高齢者医療給付費準備基金

(単位:千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当年度中増減高		令 和 4 年 度 末 現 在 高
		増	減	
現 金 [定期預金]	3,743,691	27,342	0	3,771,033

増 (2,734 万 2 千円) は繰越金及び利子収入を積み立てたもの。

(2) 物 品 (1 品 100 万円以上)

ア 一般会計

公会計システム一式 (平成 29 年度導入)

(単位: 式)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当年度中増減高		令 和 4 年 度 末 現 在 高
		増	減	
事務用機器	1	0	1	0

公会計パッケージソフト(一式)を廃棄した。

イ 特別会計

ストレージサーバー一式

(単位: 式)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当年度中増減高		令 和 4 年 度 末 現 在 高
		増	減	
事務用機器	1	0	0	1

第6 審査意見

1 一般会計について

一般会計の決算の状況は、歳入歳出予算現額がそれぞれ5億5,795万5千円に対し、歳入5億5,795万9千円（前年度比908万円、1.7%）、歳出5億4,131万7千円（同比1,375万円、2.6%）と、歳入歳出ともに前年度比増となっている。歳入では市町共通経費負担金が455万6千円増加しており、歳出では総務費が1,151万円増加している。

翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は1,664万2千円（同比△467万円、△21.9%）と黒字になったが、この額については、財政の健全な運営に資するためにと、平成19年度に設置した財政調整基金に積み立てることとしている。

令和4年度の実質収支額は、昨年度から467万円の減額となり、黒字幅は減少している。事務的経費であるこの一般会計は、市町の負担金を財源としていることから、多額の黒字を発生させないように、引き続き適正かつ健全な財政運営に努められたい。

2 後期高齢者医療特別会計について

特別会計の決算の状況は、歳入歳出予算現額がそれぞれ1,691億4,924万4千円に対し、歳入1,668億4,488万8千円（同比39億5,379万7千円、2.4%）、歳出1,653億1,469万8千円（同比54億3,133万3千円、3.4%）であり、実質収支は15億3,019万円の黒字となっている。

しかしながら、この実質収支額には、国や社会保険診療報酬支払基金等へ翌年度返還すべき金額が含まれており、これらの償還金を控除した精算後の収支は2億1,093万5千円余の赤字となり、この不足分は、後期高齢者医療給付費準備基金を取り崩して充当されることとなる。当該基金は、保険給付費が増嵩した場合など、年度間の収支を調整し、被保険者の保険料負担を軽減するための財源として充当されるものである。

特別会計の決算をみると、歳入歳出ともに前年度比増となっている。

歳入では、市町・国・県支出金が38億9,270万7千円、支払基金交付金が17億5,981万5千円増加したことが主な要因となっている。

なお、諸収入において、医療法人による診療報酬の不正・不当請求事件に伴う診療報酬返納金など、4億7,974万4千円の不納欠損が発生したが、同医療法人は、令和5年3月の破産手続廃止終結決定を受け、当該残余の債権は回収困難となったことから債権放棄は致し方ないものである。この不納欠損については、国・県・市町の公費や後期高齢者支援金・保険料などが重層的に補填され、広域連合がすべて負担するものではないが、多額の公費と保険料で運営されている保険事業であることに鑑み、関係機関との連携を密とし、適正な対応に努められたい。

また、例年規模で見られる自己負担割合の修正等に係る医療費等返納金の滞納による収入未済額276万8千円については、公正公平の観点から適正な債権管理に努めるとともに、収入未済額の更なる縮減に向けて一層努力されたい。

歳出においては、被保険者数が前年度より7,700人ほど増加し約18万人となったことに加え、新型コロナウイルス感染症による受診抑制が緩和したことで、

歳出総額の98%を占める保険給付費は1,622億1,812万9千円と、前年度比で71億9,903万5千円増（同比4.6%）となっている。

今後については高齢化の更なる進展や高度先端医療の普及などにより、保険給付費の急増が見込まれるため、健康増進事業の拡充とレセプト点検強化による医療費の適正化に、より一層取り組まれない。

3 むすび

後期高齢者医療制度は、創設後15年を経過し、制度としては定着したが、創設時に約13万7千人だった被保険者数は、団塊世代の本格的な加入により約18万人と、約4万3千人も増加しており、今後も保険給付費の急増により、厳しい財政運営が見込まれる。

こうした状況の中、後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっていることから、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を将来にわたり安定的に維持していくため、令和4年10月から一定所得以上の被保険者では窓口負担割合が2割に引き上げられた。

また、本広域連合においても、現役世代の減少等に伴う後期高齢者負担率（国が2年毎に改定）の上昇等の影響も踏まえ、平成26年度以来据え置いてきた保険料率を10年振りに改定し、財政基盤の強化を図ってきたところである。

今後においても、超高齢社会に対する国の施策を注視しつつ、遺漏なきよう取り組まれるとともに、事業の執行にあたっては、国や県、市町等の関係機関と緊密な協力・連携を図り、適正かつ円滑な執行に努められたい。また、被保険者の方々が安心して適切な医療を受けることができるよう、医療費の適正化や未収金の確保による保険料の収納率向上に努めるなど、安定的かつ持続的な制度運営に取り組まれたい。

なお、令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の分類が5類へ引き下げられたことで、これまで見られた受診抑制の反動により、医療費の更なる急増が予想される。今後急増する医療費に対し、引き続き医療費の適正化と健全な財政運営に取り組まれるとともに、全世代型社会保障改革による後期高齢者の負担割合の在り方やマイナンバーカード化による保険証廃止の議論など、国の対応方針や医療費の動向をしっかりと把握し、適時適切な対応に努められたい。